

いい 11月30日は年金の日です!

ご自身の年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認ください。

☎ ねんきんダイヤル
☎0570-058-555 (ナビダイヤル)

日本年金機構(ねんきんネット)
ホームページはコチラ▶



11月・12月は県税・市町村税の徴収強化月間です。

県税事務所と県内全市町村で税金徴収強化のため、預金・給与、不動産等の差押え、自動車のタイヤロック、自宅等の搜索による差押えなどの滞納処分を集中的に実施します。

平成30年度徴収強化月間の実績

- ・預金・給与等差押：186件
- ・不動産差押：18件
- ・自宅等の搜索：23件

税金は納付期限内に
納めましょう!



～納税にお困りの方は、
早めのご相談を～

失業などのやむを得ない事情や、本人や家族の病気などにより納付が困難な方は、随時納税相談を受け付けておりますのでご連絡ください。

☎ 納税課 内線 246～257

宜野湾市入札参加資格審査申請についてのお知らせ

令和2・3年度の市が発注する役務、物品の製造および購入等に係る競争入札参加資格審査申請について、次のとおり受付します。なお、令和2年度の建設工事、測量等建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格審査申請についても追加受付します。

受付期間 R2/1/6(月)～1/31(金)
※土日、祝日を除く。

受付場所 契約検査課(市役所本館3階)
申請書類の配布等 提出要領は、12月10日(火)から上記受付場所にて配布および市ホームページに掲載します。

☎ 契約検査課 内線 427・428

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます～年末調整・確定申告まで大切に保管を!～

国民年金保険料(今年の1月1日から12月31日までに納付した保険料)は、令和元年分の所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象です。

▶平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を令和元年11月上旬に日本年金機構から送付する予定としていますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

(注)令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に今年はずじめて国民年金保険料を納付された方については、令和2年2月上旬に送付する予定です。

▶ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

▶「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のハガキに表示されている電話番号にお問い合わせください。

☎ ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004 (ナビダイヤル)

050から始まる電話の場合 ☎03-6630-2525

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～19:00、第2土曜日 9:30～16:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月5日はご利用いただけません。

令和元年度 宜野湾市住宅リフォーム支援事業 補助金のお知らせ

市では、市内の施工業者を利用した既存住宅のリフォームを行う場合に、その工事費の一部を補助していますが、補助金が残りがなくなっています。予算上限に達し次第受付を終了しますので、申請を検討されている方はお早めの申請ならびに事前のご確認をお願いします。

▶対象工事費20万円以上が対象となります。

▶補助金額は対象工事費総額の20%で、補助限度額は20万円です。

対象となる人(次の要件にすべて該当する方)

①宜野湾市内に住所登録され、現に市に居住している方

②市税や国民健康保険等について滞納がない方

※同居されている方も含みます。

対象住宅

自ら住んでいる市内の住宅(建築後一年以上経過していること)

※貸家の場合は、所有者の承諾が必要です。

対象工事(次の要件にすべて該当する工事)

①市内業者(宜野湾市に本社または事業所を有し、市内に住民登録している個人)が実施する工事

②対象工事が20万円以上(消費税含む)の工事

③指定の工事内容であること(詳しくはお問合せください)

※既に着工している工事は対象となりません。

※請負業者が工事を一括して第三者に請負させた場合は対象となりません。

※補助対象は令和2年2月28日(金)までに完了報告ができる工事です。

☎ 建築課 ☎893-4420

75W以上の区域の防音建具機能復旧工事について(お知らせ)

沖縄防衛局では、嘉手納および普天間飛行場周辺の住宅防音工事を実施後、10年以上経過した防音建具の取り換え(防音建具機能復旧工事)を行っております。

対象となる住宅のうち、75W区域に所在する住宅につきましては、これまで昭和61年度までに防音工事を実施した住宅に制限しておりましたが、今年10月より、防音工事実施後10年以上経過しているすべての住宅を対象を拡大しました。

工事を希望される方は、「希望届」の提出が必要となりますので、詳細につきましては、沖縄防衛局までお問い合わせください。

☎ 沖縄防衛局企画部住宅防音課 ☎921-8150